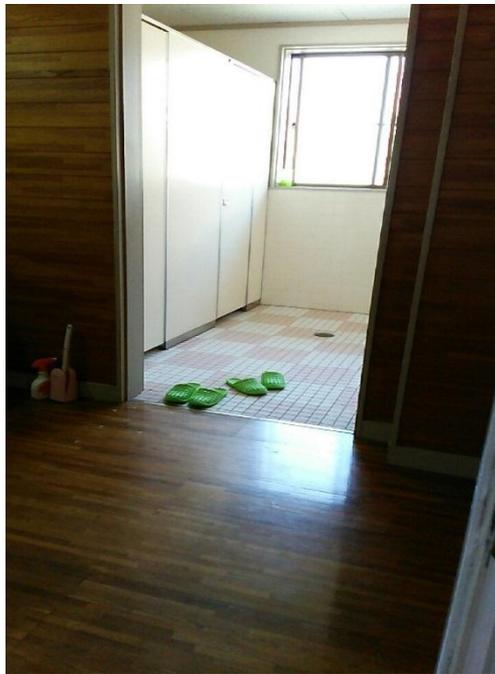


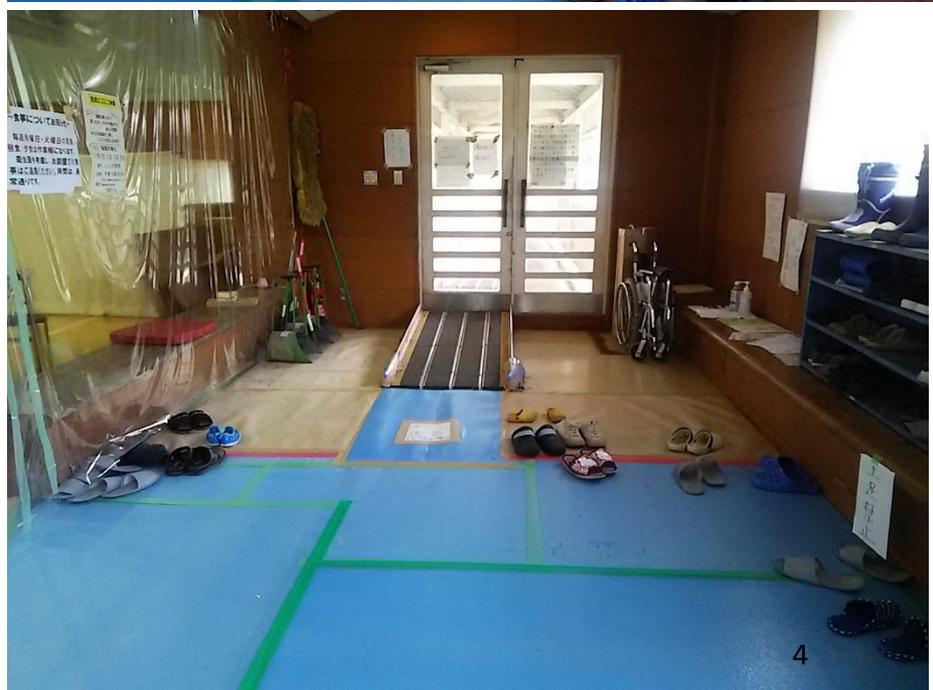
平成27年9月関東・東北豪雨 茨城県常総市支援から考える 福祉避難所の課題

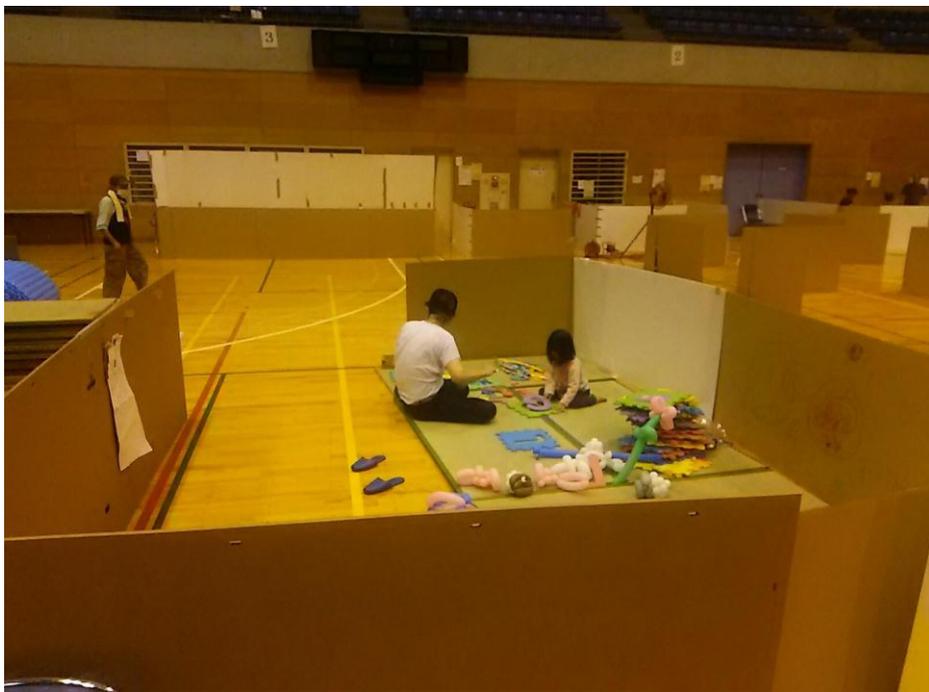
認定 NPO法人レスキューストックヤード

「避難所チーム」の活動

- 構成メンバー：脆弱者層に向けた支援経験のあるNPO、医療従事者（看護師・保健師）、支援P
- 活動内容：
 - ▼環境整備（寝床・トイレ・寒さ対策・衛生・食事・福祉用品の入手）
 - ▼ハイリスク者の抽出と福祉避難室の設置
 - ▼地元専門機関（保健師・包括・ケアマネ・県SW協会・県老協など）への繋ぎ
 - ▼人の繋がりがづくり（日中活動の場、役割の創出）
 - ▼関係機関同士の情報共有の場作り（情報共有ミーティングの定着化）











避難所での最低限の生活と健康維持のために必要なこと

- 温かく日常動作に配慮した寝床
- 移動がしやすく安全に用が足せるトイレ環境
- 感染症予防、ゴミ対策などの衛生環境
- 食事への配慮(歯が悪い、アレルギー、持病)
- 入浴システムの構築(介助、清拭など)
- 洗濯環境の整備(洗濯機・洗濯干し場の設置、洗濯ボラの導入)
- 医療・福祉従事者による24時間見守り体制およびホットラインの確立
- 通院・通学・通勤・買い物などの送迎サービスの展開
- 従来使っている医療福祉サービスへの繋ぎ
- 福祉用具の入手ルート of 確立
- 血圧・風邪症状だけでなく、日常活動のあり方をふまえたケアの視点
- 他機関、外部支援団体との積極的な情報共有
- 人とのかかわり、避難者同士の目配り・気配り など

この課題にどう立ち向かえばよいか 一緒に考えてください

- 「福祉避難室」開設の決断の遅れ(どの課が責任を持つか?、対象者の把握、マンパワーの確保、災害救助法でどこまでのことが賄えるのか?)
- 緊急入所、福祉避難所、福祉避難室の位置づけと振り分け基準が不明瞭(費用負担、一般の避難所にも福祉避難所が設置される想定が必要)
- 外部から看護・保健師専門チームが派遣されたとしても、地元福祉・医療サービス機関と繋がらなければ、支援がぶち切れに。(地元保健師・包括スタッフの被災により顕著に)
- 避難所支援は在宅の視点や経験のある看護・福祉従事者が派遣に適切
- 「最低限度の生活環境」について、具体的な改善技術と知識を持っている行政職員が限りなく少ない

2015年9月23日（水）

避難所における環境整備に関する報告と提案

石塚部長・吉原課長からの依頼より、9月20日（月）～22日（火）かけて行った、「避難所の実態調査」の結果を下記の通り報告します。早急に手を打たなければ、命の危険や健康状態の悪化、事故に繋がる状況にも関わらず、様々な理由で自ら訴えることができない、周囲から気付かれにくい潜在的ニーズを見つけることを心がけました。また、状況がこれ以上悪化しないよう、常駐の保健師や看護師、職能ボランティアで協力していますが、帰宅後の自立した生活を維持するためには、現在の避難所における生活環境の早期改善と、継続的に避難所の状況を把握・サポートできる、市の保健師や地域包括支援センターらとの協働が不可欠であると感じています。そこで私たちが今回対応した活動と、検討した今後の避難者支援の提案をさせていただきます。

1. 今後早急な改善が求められるもの

- ①常駐保健師や担当課職員から、市保健師、地域包括支援センターへ、緊急対応が必要な要援護者情報を直接上げることのできるホットラインの確立。
- ②福祉用具（防水シート、尿取りパット、介護用シューズ、介護用ベッドなど）が必要となった時に、すぐに入手することができるホットラインの確立。（関連物資のリスト化と常駐保健師・担当課職員との共有）
- ③福祉・医療系の職能ボランティアチームとの連携（常駐保健師や担当課職員だけでは把握や対処が難しいニーズへのサポート）
- ④帰宅後の自立した生活に向けた、市保健師、ケアマネ、地域包括支援センター、職能ボランティアとの個別ケース会議の実施
- ⑤避難所統合に向けた環境整備
 - ・福祉避難室の設置（介護用ベッド、福祉用具・用品の整備⇒費用は救助法適用対象）
 - ・体育館スペース居住者へのダンボールベッド、布団・マットレスの設置
 - ・居住者の自治機能づくり（部屋リーダー、ゴミ・健康係などの役割分担、1日1回のリーダーミーティング開催などのルール化）
 - ・生活再建に係る丁寧な情報提供と相談窓口の常設、またはホットラインの確立（通訳・翻訳、各種手続きに関する同伴サポート、出張説明会の実施など）
- ⑥ボランティアとの連携
 - ・床下の処理や自宅の補修などの自宅再建に係るニーズ、避難所のルール化と環境整備、気分転換・孤立防止・心身の機能低下防止・潜在的ニーズの早期発見などに繋がる、生活支援プログラムの実施をサポート。

2. 現在の避難所における生活環境において早急に改善すべきポイント

要対応項目	改善ポイント	改善内容
体力低下 高齢者	<input type="checkbox"/> 福祉避難スペースの設置（トイレ近くの部屋へ移動） <input type="checkbox"/> 介護用ベッドの設置（今後のADL低下が見込まれる方） <input type="checkbox"/> 室内へのオムツ・パット・尿瓶・ポータブルトイレの設置 <input type="checkbox"/> 要援護者用トイレの設置（洋式トイレ1箇所でもよい） <input type="checkbox"/> トイレに近い部屋・場所への移動	【心身の変化を具体的に確認】 ・要援護者の排泄等の行動の仕方に配慮して避難スペース作りと入居者の選定を行う。 （例：床で寝ている高齢者の身体機能が低下している場合には、水海道総合体育館や他の避難所に連絡し、ダンボールベッドを導入するなど） 【要援護者の安全・安心への配慮】 ・トイレの洋式化：直接トイレの介助をするなど様子を確認し、対応 （例：和式トイレに水海道総合体育館などに届いている洋式ポータブルダンボールトイレをかぶせるなど） 【身体機能の維持への強化】 ・起居・歩行を含む移動動作、排泄動作、食事動作を確認する （例：夜間の排泄用に尿瓶などを用意する） ・ボラセンに連絡し、シルバー体操などのアクティビティをしているボランティアやNPOを誘致し、日中活動を行うことで身体機能を維持する ・活動と休息のバランスを整える （例：身体機能維持のために活動を促すだけでなく、ボラセンに連絡し、マッサージなどのボランティアやNPOを誘致する）
トイレ環境	<input type="checkbox"/> トイレ専用スリッパの設置 <input type="checkbox"/> トイレに関する特別な配慮 <input type="checkbox"/> 配慮が必要な人の把握 <input type="checkbox"/> 要援護者専用トイレの設置（はり紙・案内の徹底）	【感染予防・安全の視点の強化】 ・土足と室内履き／避難所内とトイレの履物を必ず区別し、感染症を予防する ・清掃のルールづくりと確認（例：ドアノブを1日1回はアルコールで拭き掃除など）

		<p>【要援護者の安全・安心への配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便秘・下痢・尿路感染の予防 (例：便秘や膀胱炎の予防のため、高齢者などに水分の補給を促し、トイレから近い位置に寝床を設置する) ・トイレの洋式化：直接トイレの介助をするなど様子を確認し、対応（例：和式トイレに、水海道総合体育館などに届いている洋式ポータブルダンボールトイレをかぶせるなど） ・排泄制限をしていないか、尿意を感じてから急いで行動している様子が無いか確認し、必要なら寝床をトイレ近くに移動させる
ゴミ箱設置	<input type="checkbox"/> 居住スペースへのゴミ箱の設置 <input type="checkbox"/> 可燃・不燃・資源 <input type="checkbox"/> 生ゴミは専用ゴミ箱を設置 <input type="checkbox"/> ふた付き残飯用バケツの設置	<p>【衛生環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミと食スペースの区別 ・生ゴミにプラスチックなど蓋となるものを設置する ・ゴミ箱を複数個所設置し、ゴミが置き去りになる環境を作らない
寝床	<input type="checkbox"/> 居住スペースの土足禁止化 <input type="checkbox"/> マット、ベッド、畳の支給の徹底（遠慮・情報が届かないなどで利用していないケースの防止） <input type="checkbox"/> 廊下居住者の居室内への移動 <input type="checkbox"/> 1日1回の床の清掃（掃き、モップ、掃除機など）、換気	<p>【ADL維持のためのベッド周囲環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベッドや布団の導入 (例：避難所統合などを控えている場合には、組み立て・片付けが容易なダンボールベッドなどを導入) ・寝床周囲を片付け安全な歩行を確保 (例：寝床周囲につかまり立ちできる椅子を置く／ベッド周囲に転落防止の椅子を設置など) ・清掃、換気を行う（1日1回）
食事	<input type="checkbox"/> 避難所残留者への食事時間の改善（早すぎる） <input type="checkbox"/> 当日配給分で翌朝残っているものの処理（声かけ） <input type="checkbox"/> 栄養士の助言（配給食メニュー、食材の組み合わせの助言） <input type="checkbox"/> 咀嚼・嚥下状況の把握	<p>【要援護者の状況確認と次のケア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摂食・嚥下、姿勢、周囲との団欒状況、食事時の水分摂取状況に関わり・確認、気になったら次のケアに繋ぐ (例：食事の様子を確認して、飲み込みにくそうであれば、椅子を用意し正しい姿勢をとる／ボラセンに連絡し、ボランティアやNPOを誘致、汁物ややわらかいものの炊き出しを依頼する)

		<p>など)</p> <p>【バランスに配慮した食事環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボラセンに連絡し、ボランティアやNPOを誘致、配給しているおにぎり・パン以外に野菜や汁物の炊き出しを依頼（2-3日に一回程度） <p>【外国人に配慮した食事環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボラセンに連絡し、ボランティアやNPOを誘致、配給しているおにぎり・パン以外の外国人住民が平時に馴染みのある料理の炊き出しを依頼
<p>物資</p>	<ul style="list-style-type: none"> □特に衣類の整頓（たたむ、仕分け、不衛生なものの処分など） □女性用衛生用品提供方法の配慮（生理用品はトイレに置くなど） □避難所ごとの不足品解消（相互間の過不足補充） □福祉用品（尿瓶・防水シートなど）の調達ルートの確立 	<p>【衛生環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物資を届いたままの状態でき置き去りにせず、必ず開け整理する （例：衣類を床に放置すると虫がわくので、必ず整理／食品も適切なものを選択してもらうため一種類ずつはダンボールを開封しディスプレイなど） ・衛生用品（生理用品・大人用オムツなど）を取りやすくする（例：生理用品はむき出しで置かずに、カバーをかける、中身の透けない袋などに入れる、ポーチに入れる、トイレ内に設置するなど） ・物資の過不足を確認して、水海道総合体育館へ取りに行く（例：幼児がいる避難所でオムツや粉ミルクが無い場合には、物資が大量に集まっている水海道総合体育館から移動する）
<p>通路確保</p>	<p>つまずきや転倒防止</p> <ul style="list-style-type: none"> □通路に障害となるもの（机やホワイトボードの脚、ダンボールなど）を置かない □床に張っているテープの補修・安全確認 	<p>【移動環境の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者と一緒に行動して確認し、危険を排除する ・高齢者は頻尿の方が多く、特にトイレまでの通路の整備と、寝床と距離の近さを確保する
<p>情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> □在宅サービスの復旧状況に関する状況把握・利用者への情報提供 □今後の被災者生活再建のための手続きなどの分かりやすい説明 	<p>【情報共有のルーティンづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所保健福祉部、担当課職員、現場の保健看護福祉担当者が、朝夕情報共有できる機会づくり （例：配慮が新たに必要になった方を発

	明、手続き時の同伴サポートなど	見⇒関係者全体に共有し、ケアマネなどに繋げる)
運営体制	<input type="checkbox"/> 朝夕の県外保健師・看護師、担当課職員での申し送り、共有ミーティング実施(15分～30分程度) (移転後に) <input type="checkbox"/> 居住者の小グループ化(10名程度を○班などで分け) <input type="checkbox"/> 小グループの中での役割分担 ①班長(班員の要望、避難所の連絡事項の伝達、出入りの確認) ②ゴミ係(室内のゴミの分別、ゴミ捨ての管理) ③健康係(体調不良者のチェック)	【情報共有のルーティンづくり】 ・市役所保健福祉部、担当課職員、現場の保健看護福祉担当者が、朝夕情報共有できる機会づくり (例:配慮が新たに必要になった方を発見⇒関係者全体に共有し、ケアマネなどに繋げる) ・避難所の最新人数と内訳(外国人・性別・年齢など)を毎日確認する⇒内訳によって、ボランティアNPOと組むなどし、改善につなげる (例:高齢者が多い⇒ボラセン連絡し、シルバー体操などを実施するグループを誘致/外国人が多い⇒ボラセンに連絡し、被災後の手引きの多言語版を入手し設置など)

3. 避難所チームの訪問先と対応内容

(9月20日・日)

①石下総合体育館視察

②市役所議会棟

- ・要配慮者のいる居室へのゴミ箱の設置(衛生改善)
- ・居室・通路に置いていた使用済み毛布・机の撤去(移動時のつまずき、転倒防止)
- ・特に状況悪化が心配される要援護者への聞き取りと、常駐保健師への報告
- ・寝具用マットの支給(2名)
- ・担当課職員への改善策の提案(トイレへのスリッパ・ペーパータオルの設置、全居室へのゴミ箱の設置)

(9月21日・月)

①水海道小学校

- ・常駐保健師の聞き取りから、緊急性の高い要配慮者情報を吉原課長へ報告(7名)
- ・避難者への炊き出しの情報提供(炭水化物に偏っている、アクティビティが少ないなどの実態からボラセンに支援要請。避難者への周知に繋がった)
- ・物資の整理と避難者が見やすく、取りやすい配置の改善

②ふれあい館

- ・担当職員との炊き出しニーズの調整とボラセンへの支援要請

③水海道総合体育館

- ・担当職員へ冊子「被災したときに」のポルトガル語版の配布
- ・赤十字本部への訪問と情報共有（保健師の巡回情報、入居者情報など）

④菅生公民館

- ・避難所の環境改善のための総合的なメニューの提案（通訳の手配の仕方、過去の事例など）

⑤あすなろの里

- ・統合後の福祉避難室の設置や生活支援プログラムのイメージづくり

⑥市役所議会会館

- ・夜間頻尿で、尿瓶の設置を希望する高齢者への対応（石塚部長・常駐保健師に報告）

(9月22日・火)

①きぬふれあいセンター

- ・足腰の痛みがあり、日常的な行動に低下や支障が見られる要援護者5名に対し、ダンボールベッドを支給。
- ・常駐保健師へや本人の聞き取りから、緊急性の高い要配慮者情報を抽出（3名）

②水街道小学校

- ・ボランティアが行うサロン活動への同行

(報告者)

- ・浦野愛（認定NPO法人レスキューストックヤード（RSY）／内閣府「避難所の確保と質の向上に関する検討会」委員）
- ・佐々木裕子（RSY 専門家アドバイザー）
- ・鶴木由美子（認定NPO法人難民支援協会）
- ・岩元暁子（一般社団法人ピースポート災害ボランティアセンター）
- ・浅野幸子（減災と男女共同参画研修推進センター／閣府「避難所の確保と質の向上に関する検討会」委員）

(報告協力者)

- ・阪本真由美（名古屋大学減災連携研究センター特任准教授）

(調査連携先)

- ・日本財団被災者支援拠点運営人材育成事業事務局
- ・五十嵐豪（認定NPO法人難民を助ける会）